

久留米市中央学校給食共同調理場 維持管理運営包括委託事業

募集要項

令和6年5月31日

久 留 米 市

<目次>

I	募集要項の位置付け	- 1 -
II	用語の定義	- 2 -
III	事業概要.....	- 3 -
1	事業内容	- 3 -
IV	事業者の募集及び選定に関する事項	- 6 -
1	募集及び選定の方法.....	- 6 -
2	募集及び選定スケジュール.....	- 6 -
3	募集及び選定の手続き	- 6 -
V	応募に関する条件.....	- 8 -
1	応募者の構成等.....	- 8 -
2	構成員の参加資格要件.....	- 9 -
3	構成員の制限	- 9 -
4	参加資格の確認.....	- 10 -
5	応募に関する留意事項.....	- 10 -
VI	提案に関する条件.....	- 12 -
1	事業計画等に関する提案の条件	- 12 -
2	提案価格の上限額.....	- 13 -
3	リスク分担の方法等	- 13 -
VII	優先交渉権者決定後の手続き	- 14 -
1	基本協定の締結.....	- 14 -
2	S P C の設立等	- 14 -
3	契約締結	- 14 -
4	次点交渉権者との協議.....	- 14 -
5	契約保証金	- 14 -
6	保険	- 14 -
7	議会の議決.....	- 14 -
VIII	その他事業の実施に関し必要な事項	- 15 -
1	情報公開及び情報提供.....	- 15 -
2	募集要項等に関する問合せ先.....	- 15 -

I 募集要項の位置付け

本募集要項は、久留米市中央学校給食共同調理場維持管理運営包括委託事業の実施に当たり、応募に必要な事項や条件を示すものである。

II 用語の定義

本募集要項で使用する用語の定義は、本文中において特に明示されるものを除き、「用語の定義」において定められた意味を有する。

【用語の定義】

市	久留米市をいう。
本事業	久留米市中央学校給食共同調理場維持管理運営包括委託事業をいう。
本施設	現施設（久留米市中央学校給食共同調理場）を指す。
現事業	平成 22 年度に本施設の稼働を開始し、令和 7 年 3 月 31 日に事業期間を満了する P F I 事業（B T O 方式）をいう。
民間事業者	本事業に興味がある民間企業全体を指す。
選定事業者	本事業を実施する者として基本協定を締結した企業グループを指す。
実施方針等	実施方針の公表の際に、市が公表する資料一式（実施方針、添付書類及び要求水準書（案））をいう。
募集要項等	公募の際に、市が公表する書類一式（募集要項、要求水準書、審査基準、基本協定書（案）、包括委託契約書（案）及び様式集）をいう。
参加者	本事業へ参加表明をした複数企業で構成されるグループをいう。
優先交渉権者	審査の結果により、得点の合計が最も高い提案を行った応募者であり、市と契約に関する交渉を行う者をいう。
S P C	本事業を実施するために設立する特別目的会社（Special Purpose Company）をいう。
構成員	構成企業のうち、S P C に対して出資し、S P C が直接業務を委託し、又は請け負わせることを予定する者をいう。
協力企業	構成企業のうち、S P C に対して出資せず、S P C が直接業務を委託し、又は請け負わせることを予定する者をいう。
代表企業	構成員のうち、最も高い出資を行う予定の者で、構成員を代表する者をいう。
運営企業	本事業の運営を行う者をいう。
維持管理企業	本事業の維持管理を行う者をいう。
調理設備企業	本事業の調理設備の保守管理及び修繕を行う者をいう。
運転・監視	設備機器等を稼働させ、その状況を監視すること及び制御すること。
点検	施設の機能及び劣化の状態を調べること。調べた結果、異常や劣化がある場合は、必要に応じた応急措置を判断することを含む。
保守	施設が必要とする性能又は機能を維持する目的で行う。消耗部品又は材料の取り替え、注油、汚れ等の除去、部品の調整等の軽微な作業をいう。
修繕	建築物の性能・機能を、当初の性能水準まで回復させることをいう。
改修	劣化した建築物の性能・性能を当初の性能水準以上に改善することをいう。
更新	劣化した部材、部品、機器などを新しいものに取り替えることをいう。

III 事業概要

1 事業内容

1) 事業名称

久留米市中央学校給食共同調理場維持管理運営包括委託事業

2) 対象施設

久留米市中央学校給食共同調理場

3) 事業の目的

久留米市中央学校給食共同調理場は、P F I 事業として平成 22 年度に稼働を開始し、令和 7 年 3 月 31 日に事業期間を満了することとなる。

本事業は、本施設における令和 7 年 4 月以降の次期事業の実施にあたり、民間事業者のノウハウ等を活用しながら施設機能や運営等について、より効率的かつ安定的に質の高いサービス（安全・安心な学校給食）を提供することを目的とする。

4) 本施設の法的位置付け

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、久留米市学校給食共同調理場設置条例（昭和41年久留米市条例第59号）により設置する教育機関

5) 事業の内容

(1) 事業方式

本事業は、本施設の維持管理・運営を包括的に実施する包括委託により実施する。

(2) 事業期間

本事業の事業期間は、契約締結日から令和12年 3 月31日までとする。

(3) 事業者の業務範囲

事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

ア 開業準備・引継業務

イ 維持管理業務

- ・建築物保守管理・修繕業務
- ・建築設備保守管理・修繕業務
- ・調理設備保守管理業務
- ・植栽・外構維持管理業務
- ・清掃業務
- ・警備業務
- ・配送車両維持管理業務
- ・配送車両更新業務

- ・什器備品保守管理・更新業務
- ・食器・食缶等保守管理・更新業務
- ・修繕及び改修業務
- ・市が行う交付金申請の支援業務
- ・長期修繕計画作成業務

ウ 運営業務

- ・食材検収業務
- ・調理業務・食材等管理業務
- ・給食運搬・回収業務
- ・洗浄業務
- ・残滓処理・廃棄物処理業務
- ・衛生管理業務
- ・食育関連補助業務
- ・事業終了時の引継ぎ業務

(4) 市が行う業務

市が行う業務は、次のとおりである。

ア 維持管理業務

- ・配送校配膳室保守管理、修繕等業務

イ 運営業務

- ・献立作成業務
- ・食材調達業務
- ・広報業務
- ・給食費の徴収管理業務
- ・配膳等業務
- ・食数調整業務
- ・米飯・パン・デザート類及び牛乳の調達・各配送校への運搬・空き容器の回収業務
- ・食育関連業務

(5) 業務の水準

本事業において実施する業務に関し、市が求める基準については、要求水準書に提示する。

(6) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、市が支払う委託料とする。

市は事業者が実施する維持管理・運営業務に対し、維持管理・運営期間にわたって委託料を支払う。委託料は物価変動があった場合には、契約に従って改定を行うことがある。

また、事業者の契約の履行状況により、市は事業者に支払う委託料を減額又は停止することがある。

詳細は、包括委託契約書（案）に示す。

(7) 法令等の遵守

選定事業者は、本事業を実施するに際しては各種法令及び要綱・基準等を遵守すること。

(8) 事業実施に係るスケジュール

事業実施に係るスケジュールは、次に示すとおりである。

内容	時期
令和6年8月下旬～9月上旬	優先交渉権者決定
令和6年10月	基本協定の締結
令和6年12月～令和7年1月	委託契約の締結
令和7年1月～令和7年3月31日	準備期間
令和7年4月1日～令和12年3月31日	施設の維持管理・運営（5年間）

(9) 事業期間終了時の措置

事業期間の終了時に、事業者は、本施設を要求水準書等に示す良好な状態で市に引き継ぐこと。

IV 事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定の方法

本事業では、民間事業者の高度な能力やノウハウと効果的な事業実施が求められることから、募集及び選定に当たっては、民間事業者の提案書類による公募型プロポーザル方式により実施するものとする。

2 募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュールは、次のとおり予定している。

日程		選定スケジュール
令和6年	5月31日（金）	募集要項等の公表
	6月6日（木）	施設見学会参加申込締切
	6月10日（月）	施設見学会
	6月12日（水）	募集要項等に関する質問受付締切
	6月24日（月）	募集要項等に関する質問に対する回答公表
	7月1日（月）	参加表明書、参加資格審査申請書類の受付締切
	7月16日（火）	参加資格審査結果の通知発送
	8月16日（金）	提案書類の受付締切
	8月下旬	提案書類に関するヒアリング
	8月下旬～9月上旬	優先交渉権者の決定及び公表
	10月	基本協定の締結

※上表スケジュールが変更となった際は、市ホームページ等により周知する。

3 募集及び選定の手続き

事業者の募集及び選定の手続きを次のとおり行う。

1) 施設見学会

施設見学会を以下のとおり開催する。

日時	令和6年6月10日（月）（時間は調整のうえ連絡）
参加申込締切	令和6年6月6日（木）17時
参加申込方法	様式1-1に必要事項を記入の上、久留米市教育委員会 学校給食共同調理場（担当課）あて電子メールにて提出すること。 また、メールの件名は「（グループ・事業者名）施設見学会」とし、メール送信後は電話にて担当課あて到達の確認を行うこと。 なお、参加人数は1グループ（事業者）につき10名までとする。
持参するもの	白衣・キャップ・マスク・履物・腸内細菌検査結果（写し）
備考	腸内細菌検査を受けて異常がないことを証明する必要がある。施設見学会は、施設の見学のみとし質問等の受付は行わない。

2) 募集要項等に関する質問受付及び回答公表

受付締切	令和6年6月12日（水）17時
質問の方法	様式1－2に必要事項を記入の上、久留米市教育委員会 学校給食共同調理場（担当課）あて電子メールにて提出すること。 また、メールの件名は「（グループ・事業者名）久留米市学校給食共同調理場維持管理運営包括委託事業募集要項等に関する質問」とし、メール送信後は電話にて担当課あて到達の確認を行うこと。
質問への回答	質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和6年6月24日（月）（予定）に、市ホームページにおいて公表する。 なお、提出された質問のうち、市が必要と判断した場合には、質問者に直接ヒアリングを行うことがある。

3) 参加表明書及び参加資格審査書類の受付等

受付締切	令和6年7月1日（月） 17時（郵送の場合は必着）
提出方法	様式2－1～様式2－9に必要事項を記入の上、久留米市教育委員会 学校給食共同調理場（担当課）あて持参又は郵送により提出すること。 なお、参加表明書等の記載方法等の詳細は様式集に示す。
結果通知	市は、提出された参加表明書等を審査した上で、令和6年7月16日（火）（予定）にその結果通知を代表企業へ発送する。

4) 提案書類の受付

受付締切	令和6年8月16日（金） 17時（郵送の場合は必着）
提出方法	様式3－1～様式3－6－11に必要事項を記入の上、久留米市教育委員会 学校給食共同調理場（担当課）あて持参又は郵送により提出すること。 なお、提案書類の記載方法等の詳細は様式集に示す。

5) 提案に関する事業者ヒアリング

提案内容の確認のため、事業者に対するヒアリングを令和6年8月下旬に実施する。ヒアリングはプレゼンテーション、質疑応答を想定している。その他、詳細の日時や場所、留意事項については、参加資格を有するものに通知する。

6) 優先交渉権者等の決定及び公表

提出された提案書類について審査基準に従って総合的に評価を行い、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。審査結果は代表企業へ通知するとともに、市のホームページ等で公表する。なお、最終的に応募者がいない場合又は優先交渉権者にふさわしい者がいない場合には、優先交渉権者を決定しないこととし、その旨を速やかに公表する。

7) 応募を辞退する場合

参加表明書等提出後に応募を辞退する場合は、提案書類受付締切までに様式4－1を提出すること。

V 応募に関する条件

1 応募者の構成等

ア 応募者は、維持管理企業、運営企業及び調理設備企業を含む複数の企業のグループにより構成されるものとし、構成員の中から代表企業を定めるものとする。維持管理企業、運営企業及び調理設備企業は、一企業とすることも複数の企業の共同とすることも可能とする。

イ 応募者の構成員は以下の定義により分類される。

代表企業：SPCから直接業務の受託・請負をし、かつSPCに出資する企業のうち、構成員を代表し応募手続きを行う者

構成企業：SPCから直接業務の受託・請負をし、かつSPCに出資する企業

協力企業：SPCから直接業務の受託・請負をし、かつSPCには出資しない企業

ウ 応募者の構成員のうち、一者以上は必ず久留米市内に商業登記簿上の本店を有すること。

エ 本事業に協力企業が参画する場合にあつては、できるだけ久留米市内に本社、支社、支店又は営業所等（以下「本社等」という。）を有する者とするのが望ましい。

オ 本事業は地元企業のノウハウ蓄積や今後のPPP普及の意味から、久留米市内に本社等を有する者の積極的な参加を期待する。優先交渉権者の審査にあたっては、地域社会及び経済への貢献の度合いについても考慮する。

カ 応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行う。

キ 応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできない。

ク 優先交渉権者は、委託契約締結までに市内にSPCを設立するものとし、構成員はSPCに対して出資を行う。また、代表企業は、出資者の中で最大出資比率とする。

ケ 応募者の構成員は、SPCから受託した又は請け負った業務の一部について、第三者に委託、又は下請人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負にかかる契約を締結する前に市に通知し、承諾を得るものとする。

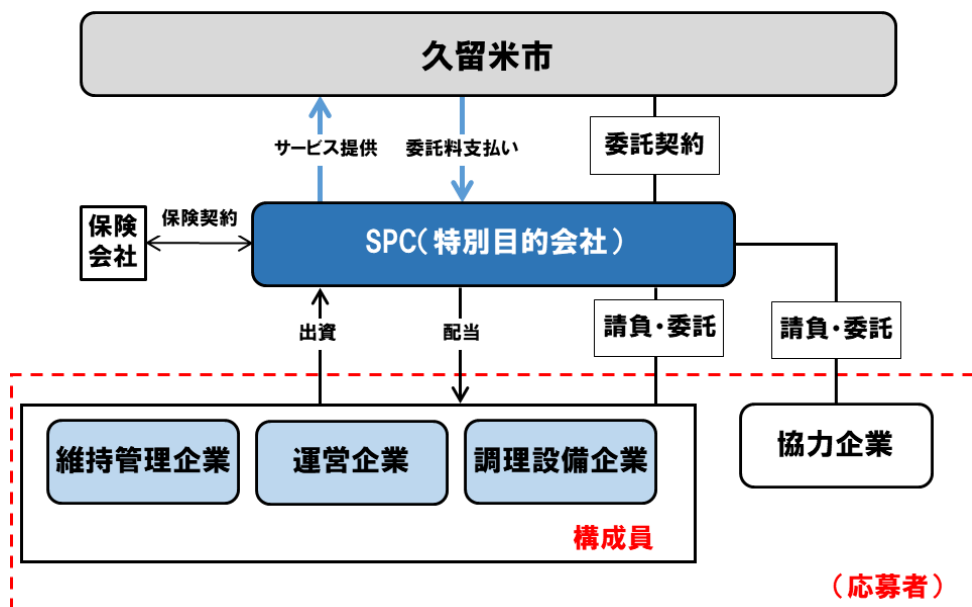


図 事業スキーム

2 構成員の参加資格要件

応募者の構成員は、次の参加資格要件を満たすものとする。

- ア 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- イ 本事業を効率的かつ効果的に実施できる知識及び経験を有していること。
- ウ 維持管理企業は、次の要件を満たしていること。
 - a) 学校給食施設又は民間調理施設の維持管理業務の実績を有していること。
- エ 調理設備企業は、次の要件を満たしていること。
 - a) ドライシステムの学校給食施設又は特定給食施設への調理設備の調達・納入及び保守・修繕の実務実績を有していること。
- オ 運営企業は、次の全ての要件を満たしていること。
 - a) 令和元年4月以降、引き続き3年以上、同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を供給する集団調理施設又は学校給食施設における調理業務の実績を有していること。なお、引き続き3年以上の実績については、同一施設でなくても可能とする。

3 構成員の制限

次に該当する者は、応募者の構成員及び協力企業となることはできない。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- イ 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）に基づく指名停止を受けている者
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立をしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立をしている者（ただし、手続き開始の決定後、所定の手続きに基づく再認定等を受けている場合を除く。）
- エ 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき破産手続き開始の申立がなされている者、電子交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は提案書類提出日前6カ月以内に手形、小切手を不渡りしている者
- オ 本事業に係るコンサルタント業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関係がある者
 - ・株式会社 長大 東京都中央区日本橋蛸殻町1-20-4
- カ 最近2年間の法人税、消費税、固定資産税、自動車税、事業所税、都市計画税、法人事業税又は法人市民税を滞納している者
- キ 久留米市暴力団排除条例（平成22年条例第19号。以下「条例」という。）に基づき、次の各号のいずれかに該当する者
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。（以下「暴対法」という。）第2条第2号の暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴対法第2条第6号の暴力団員及び暴力団の構成員とみなされる者をいう。以下同じ。））である者
 - ② 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ③ 役員等（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画しているものを含む。以下同じ。）が暴力団員等であると認められる者
 - ④ 暴力団員等であることを知りながら、暴力団員等を雇用し、又は使用している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、その者から諸機械、器具、道具、薬剤、物品等を購入し、又は再委託、下請契約その他の契約を締結した者

- ⑥ 暴力団又は暴力団員等である事実を知らずに、前2号に定める行為を行っていた場合であって、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など発注者が求めた是正措置を行わない者
- ⑦ 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用した者
- ⑧ 暴力団又は暴力団員等に経済上の利益又は便宜を供与した者
- ⑨ 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等を利用した者、又は暴力団若しくは暴力団員等に経済上の利益若しくは便宜を供与した者
- ⑩ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有している者
- ⑪ 第2号から前号までのいずれかに該当する者であることを知りながら、その者から諸機械、器具、道具、薬剤、物品等を購入し、又は再委託、下請契約その他の契約を締結した者
- ⑫ 第2号から第10号までのいずれかに該当する者であることを知らずに、その者との間で第5号に定める行為を行っていた場合であって、当該事実の判明後速やかに、契約の解除など発注者が求めた是正措置を行わない者

4 参加資格の確認

参加資格の確認の基準日は、参加表明書の提出日とする。ただし、参加資格確認後、契約締結までの期間に、応募者の構成員が応募者の備えるべき参加資格要件を欠くような事態が生じた場合又は罰則及び重大な行政処分等を受けた場合には、失格とする。

5 応募に関する留意事項

1) 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、全て応募者の負担とする。

2) 使用言語、単位及び時刻

本事業において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

3) 応募に係る提出書類の取扱い

(1) 著作権

本事業に関する提案書類の著作権は応募者に帰属するものとし、審査結果の公表以外には使用しないものとする。ただし、選定事業者の提案書類は、特に市が必要と認める時には、事前に協議の上、提案書類の全部又は一部を無償で利用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募者の提案書類については、市による事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。

なお、応募者からの提出書類については返却しないものとする。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った応募者が負うものとする。これによって市が損

失又は損害を被った場合には、当該応募者は市に対して当該損失及び損害を連帯して補償及び賠償しなければならない。

4) 市の提供する資料の取扱い

応募者（応募を辞退した者を含む。）は、市が提示する資料を、本事業の応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

VI 提案に関する条件

1 事業計画等に関する提案の条件

事業計画や各業務に関する提案については、募集要項等に従い、提案書類を作成すること。

1) 委託料

(1) 市が支払う委託料A及び委託料Bの詳細については、包括委託契約書（案）に示す。

(2) 委託料の構成

区分			構成される費用の内容
委託料A	維持管理費相当額	固定料金	費用が提供食数に応じて変動しないもの (例) 建物保守管理・修繕業務 設備保守管理・修繕業務 等
	運営費相当額	固定料金	費用が提供食数に応じて変動しないもの (例) 給食調理業務（固定的な人件費等）等
		変動料金	費用が提供食数に応じて変動するもの (例) 給食調理業務（変動する人件費等）等
委託料B	修繕及び改修費相当額	固定料金	費用が提供食数に応じて変動しないもの (例) 蒸気配管更新工事等

(3) 委託料の算定方法は以下のとおり。

区分			構成される費用の内容
委託料A	維持管理費相当額	固定料金	・各年度、一律の金額となるように算定すること。 ・提案価格は5年間分の合計費用を見込むこと。
	運営費相当額	固定料金	・同上
		変動料金	・応募者が提案する給食1食単価に各期の提供食数を乗じて算定すること。 ・提案価格は5年間分の合計費用を見込むこと。
委託料B	修繕及び改修費相当額	固定料金	・修繕及び改修業務の更新工事ごとに算定すること。 ・提案価格は5年間分の合計費用を見込むこと。

2) 物価変動等による委託料の改定

物価変動等を勘案し、年1回改定検討を行う。

3) 委託料の減額等

市は、事業者の業務実施についてモニタリングを行い、要求水準が満たされていない場合は、委託料の減額等を行うことができる。

2 提案価格の上限額

1,745,630,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

3 リスク分担の方法等

1) リスク分担の基本的考え方

本事業においては、最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを負担することにより、事業全体のリスクを低減し、事業全体の効率化及びより低廉で質の高い公共サービスを提供することを基本とする。

したがって、事業者の担当する業務に係るリスクについては、基本的には事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市がその全て又は一部を負うものとする。

2) 予想されるリスクと責任分担

市と事業者とのリスク分担は、包括委託契約書（案）に示す。応募者は負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。

VII 優先交渉権者決定後の手続き

1 基本協定の締結

市は、優先交渉権者決定後、優先交渉権者と本事業に関する基本的事項を定めた基本協定を締結する。

2 S P Cの設立等

- ① 本事業を実施することとして選定された優先交渉権者は、基本協定書に基づき、契約締結までに本事業を実施する会社法に定める株式会社としてS P Cを久留米市内において設立するものとする。
- ② 優先交渉権者の全ての構成員はS P Cへ出資することとし、構成員のうち代表企業については、S P Cに出資する全ての企業の中で最大出資比率となるようにする。また、構成員以外のものがS P Cへ出資することは認めない。
- ③ S P Cに出資する全ての企業は、本事業の契約が終了するまでS P Cの株式を保有し続けるものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行うことはできない。

3 契約締結

市は、優先交渉権者と基本協定に基づいて契約に関する交渉を行った上で、優先交渉権者が設立したS P Cと本事業に関する契約を締結する。

4 次点交渉権者との協議

1) 契約の内容に関する協議が成立しない場合

市は、優先交渉権者との間で契約の内容に関する協議が成立しない場合、次点交渉権者を優先交渉権者とみなして協議を行う。

2) 契約締結までに優先交渉権者が参加資格要件を欠くに至った場合

市は、契約締結までに優先交渉権者がV 1～3で定める要件を欠くに至った場合は、次点交渉権者を優先交渉権者とみなして協議を行う。

5 契約保証金

事業者は、契約保証金を契約締結時に納付する。詳細については、包括委託契約書（案）に示す。

6 保険

S P Cは、本事業に関連する保険に加入することとする。詳細については、包括委託契約書（案）に示す。

7 議会の議決

市は、事業契約の締結に関する議案を令和6年第4回市議会定例会に提出する予定である。

VIII その他事業の実施に関し必要な事項

1 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、市ホームページにおいて公表する。

2 募集要項等に関する問合せ先

募集要項等に関する問合せ先は、次のとおりとする。

久留米市教育委員会 学校給食共同調理場

住所 : 〒839-0862 福岡県久留米市野中町1339番地1

電話 : 0942-22-5735

電子メール : c-kyusyo@city.kurume.lg.jp

ホームページアドレス : <https://www.city.kurume.fukuoka.jp>